瑞宝単光章を授けるの（各通）（以上六月一日）

山中　孝一　吉田二三夫　松永　務

瑞宝双光章を授けるの（各通）

渡邊　遵　渡邊　昌由喜　我妻　宗夫

瑞宝双光章を授けるの（各通）

天野　一雄　庵地　吉文　安藤

小林　和雄　笠井　勢津　金澤　秀男　進

伊丹　毅　妹尾　保　田中　美枝子

寺坂　博明　増坂　みや子

横山　好彦　米木　久美　吉沢　忠夫　吉本　海喜　横田　茂　我妻　宗進

川上　修平　吉井　徳宗　横田　勇

山本　鑛一郎　山原　照隆　山本　義孝　山路　恒夫

山之内　義一郎　山中　治　山口　義行　柳瀬　善晴

山田　安勇　中路　三郎

内田　和子　柳澤　善行　柳瀬　善晴

鍬谷　治　山口　保　米村　健　安田　庄一

山内　實　森　武司　越内　利美

馬上　克美　室木　好行　宮内　義雄

村田　敦勇　三好　勝良　松本　貞康

本島　康男　水口　和幸　松岡　正友

宮本　利雄　松井　幸雄　升澤　勝

三松　昌宏　松原　悟　堀内　栞

益田　利雄　本間　昭夫　来　百樹

堀口　二明　堀井　孝光　船木　彌

嶋崎　一義　細藤　森

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 30 年６月 25 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

道路の種類	路線名	区間
一般国道	２号	神戸市垂水区塩屋町一丁目1658番11から同市垂水区平磯一丁目126番10までの下り線
		神戸市垂水区平磯一丁目126番10から同市垂水区海岸通1921番27までの上下線
		神戸市垂水区海岸通1921番27から同市垂水区東舞子町2028番91までの下り線

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成30年６月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 30 年６月 25 日

国土交通大臣　石井　啓一

記

制定された日本工業規格

動的コーン貫入試験方法　A1230

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、鳥取労働局の関係事業主を代表する者後地良樹の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 30 年６月 25 日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、鳥取労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成30年７月４日

４　推薦書及び添付書類提出先　鳥取労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成 30 年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の３第１項の規定による試験を次のとおり行う。

平成 30 年６月 25 日

観光庁長官　田村明比古

１．試験の種類　地域限定旅行業務取扱管理者試験

２．試験地　東京都、大阪府

３．試験日　平成30年９月２日（日）

４．試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

⑴　旅行業法及びこれに基づく命令

⑵　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款（航空運送に係る運送約款に関する知識を除く。）

⑶　「国内旅行実務」

ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金（航空運送に係る利用料金に関する知識を除く。）

イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務（本邦内の地理等に関する知識を除く。）

５．受験手続

⑴　受験願書受付期間及び受付時間

簡易書留郵便により受験願書を提出することとし、平成30年６月25日（月）から平成30年７月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書提出先

観光庁観光産業課地域限定旅行業務取扱管理者試験係

（東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　郵便番号100―0013）

⑶　受験手数料

ア．試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料5,500円分の収入印紙を購入し、受験願書に貼付すること。

イ．受験手数料を受領した後は、いかなる場合でも返還しない。

⑷　受験票の送付

受験願書が完備し、かつ、受験手数料を納付した者に対し、受験票を送付する。

６．試験の免除

旅行業法第11条の３第３項に規定する旅行業協会が実施する研修の課程を修了した者であっても一部免除を認めない。

７．受験願書及び受験案内の交付

受験願書用紙及び受験案内は、観光庁ホームページからダウンロードを行う方式により交付する。

なお、郵送により受験願書等を求める場合は、宛先を明記のうえ、92円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封すること。

８．受験票の交付

受験願書及び受験手数料の完備した受験申込者に受験票を交付する。

９．合格者の発表

合格者の発表は、平成30年10月24日（水）（予定）に観光庁ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。